県立朝倉高等学校の保護者・地域住民の皆様へ

保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動へのご理解およびご協力のお願い

学校とのより良い関係構築にご協力ください！



学校と保護者や地域住民等は、いずれも生徒等一人一人の健やかな成長を支える共通の立場にあるパートナーです。
保護者や地域住民の皆様におかれましては、学校とのより良い関係構築へのご協力をお願いします。

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、教職員の就業環境が害されるような社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情などもあります。
こうした**「社会通念上許容される範囲を超えた言動」**に対して、措置を講ずる場合があります。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
- 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求（クラス替えや担任の変更等）
- 相当性を欠く賠償要求（学校教育活動と無関係で不当な賠償請求等）
- 威圧的な言動（声を荒らげ、高圧的に自らの要求を主張する等）
- 継続的、執拗な言動（何度も電話し要求を繰り返す等）
- 拘束的な言動（長時間にわたる校内での居座りや長時間の電話による拘束等）

※社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性などに着目し、総合的に考慮する必要があります。

保護者・地域住民の皆様へのお願い

適切な 表現・声量	怒鳴るなどの行動はお控えください
適切な要求	学校ができないこともあることをご理解ください
適切な時間内 のご相談	ご相談は定時内に 過度に長時間のご相談はお控えください
適切な SNS 等 の使用	子どもや教職員を傷つける SNS 投稿はお控えください

福岡県立朝倉高等学校